

相手国政府・相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
タンザニア	タンザニア連合共和国政府に対する贈与に関する日本国政府との交換公文	タンザニアの貧困削減努力に寄与するため、同政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	500,000千円 -----	H16.3.19 ダルエスサラーム で (同日)	日本側 出木場一実在タンザニア大使 タシザニア側 ベニエル・M・リモ大蔵次官	H17.6.29 552号
タンザニア	食糧援助に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	310,000千円 H17.3.31まで	H16.3.19 ダルエスサラーム で (同日)	日本側 出木場一実在タンザニア大使 タシザニア側 M・リモ大蔵次官	H17.7.21 680号
タンザニア	第二次感染症対策計画のための贈与に関する日本国政府との交換公文	第二次感染症対策計画を実施するために必要な資材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	302,000千円 H17.3.31まで	H16.6.4 ダルエスサラーム で (同日)	日本側 池田勝也在タンザニア大使 タシザニア側 グレイ・S・ムゴンジャ大蔵次官	H17.3.14 124号
タンザニア	リンデイ州・ムトララ州水供給計画のための贈与に関する日本国政府との交換公文	リンデイ州・ムトララ州水供給計画のために必要な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	756,000千円 H17.3.31まで	H16.6.4 ダルエスサラーム で (同日)	日本側 池田勝也在タンザニア大使 タシザニア側 グレイ・S・ムゴンジャ大蔵次官	H17.3.28 152号
タンザニア	タンザニア連合共和国政府に対する贈与に関する日本国政府との交換公文	タンザニアの貧困削減努力に寄与するための資金を贈与すること。	600,000千円 -----	H17.3.18 ダルエスサラーム で (同日)	日本側 池田勝也在タンザニア大使 タシザニア側 グレイ・S・ムゴンジャ大蔵次官	H17.6.13 408号
タンザニア	食糧援助に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	300,000千円 H18.3.31まで	H17.4.20 ダルエスサラーム で (同日)	日本側 池田勝也在タンザニア大使 タシザニア側 グレイ・S・ムゴンジャ大蔵次官	H17.9.20 936号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
タンザニア	リンデイ州・ムトラワ州水供給計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	リンデイ州・ムトラワ州水供給計画に必要な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	540,000千円 H18.3.31まで	H17.6.27 ダルエス サラーム で (同日)	日本側 池田勝也在タンザ ニア大使 タンザニア側 グレイ・S ・ムコソジヤ大蔵次官	H17.8.15 782号
タンザニア	HIV・AIDS対策計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	HIV・AIDS対策計画を実施するために必要な 1. 資材及び医薬品並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	303,000千円 H18.3.31まで	H17.8.25 ダルエス サラーム で (同日)	日本側 池田勝也在タンザ ニア大使 タンザニア側 グレイ・S ・ムコソジヤ大蔵次官	H17.9.13 926号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。